

ABL (Asset Based Lending) の民事再生手続における 将来債権譲渡担保の射程(1)

相 馬 一 天

はじめに

1. ABL の仕組み
2. ABL の発展経緯
3. 本稿での ABL の捉え方
4. ABL の担保事例
5. 将来債権譲渡の課題と論点
6. 民事再生型倒産手続の開始決定における別除権
7. 民事再生法における事後取得財産にかかる肯定説と否定説

はじめに

ABL (Asset Based Lending; 以下 ABL とする) は、企業の流動資産のみを返済財源とみなして流動資産に担保を設定することで融資する手法であり、企業の財務等総合的に企業の返済能力を分析し、不動産及び保証によって信用を補う従来の貸出手法とは大きく異なる。金融機関の実務者レベルでは、ABL に対して借手の経営状態が悪化した場合に、いくつかの技術的な課題が解決されていないため、ABL を導入することが難しいと考えられている。ここでは、ABL および将来債権譲渡に関わる理論的な整理を行い、ABL 実行後の民事再生手続における将来債権譲渡の議論に考察を加えるものである。

本号では、1 において我が国における ABL の発展経緯について述べ、2 においてその仕組みを概説し、3 において ABL の定義を整理し、本稿での定義をまとめ、4 において代表的な ABL の運用事例を紹介する。5 において将来債権譲渡の課題と論点をまとめる。6 において民事再生手続の開始決

定後における将来債権の論点を提示する。7において民事再生法における事後取得財産の肯定説と否定説への考察を加える。そして、次号は、ABLに関わる将来債権譲渡担保の固定化の議論、固定化概念の考察、将来債権譲渡担保のあるべき運用方法について検討を加える。

1. ABLの仕組み

従来型の銀行などの金融機関による貸付けは、担保融資によって行われることが多いが、与信先企業の貸借対照表や損益計算書やキャッシュフロー計算書に表現される企業の財務内容や収益性やキャッシュフローによる信用力や返済能力に応じて、融資の可否が判断された後、実行されるものであった。ABLの大きな特徴は、融資先の収益性やキャッシュフローに着目するのではなく、担保物の価値そのものに依存する点である。ABLの担保の評価は、厳密に評価した「担保適格」売掛債権の価値に80%前後の一定の掛目を乗じた数値と「担保適格」在庫の価値に60%前後の一定の掛目を乗じた数値の和を担保価値とするのが一般的と考えられている⁽¹⁾。

ABLは、売掛債権や在庫品によって担保された融資であり、多くは借入枠内のリボルビングクレジット⁽²⁾の形態をとる。そして、借主には利払いだけが要求されるゴーイングコンサーンを前提とする融資手法である⁽³⁾。米国では、企業再生における Debtor In Possession Finance⁽⁴⁾（以下 DIP ファイナンスとする）にも有効な融資手法として活用されてきた経緯がある。

従来の日本の融資では、流動資産である売掛金や在庫を担保については

(1) 堀内秀晃「Asset Based Lendingの事業再生融資への活用に関する考察」NBL955号（2011年6月）51頁

(2) 担保が入れ替わることで担保評価額が変わり、それにに応じて融資額も変動する

(3) 池田真朗『債権譲渡の発展と特例法—債権譲渡の研究 第3巻—』（弘文堂2010年4月）331頁

(4) Debtor In Possession finance：倒産手続の下にある企業において、倒産手続き開始後に事業再生のために金融機関が当面の運転資金を新たに資金提供することを意味する。

「添え担保」として、担保評価の対象としてこなかった。例えば、売掛金担保については、担保権設定者の取引先に信用不安を与えるという理由のため普及せず、在庫については、管理が困難であり、散逸してしまう可能性が高く、担保としては不適格とみなされたからである。一方、ABL ではその売掛金や在庫について清算価値で評価し、「添え担保」ではない担保として取り扱われる。ABL は流動資産である預金、動産、債権等が担保となる。

2. ABL の発展経緯

我が国では、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資手法として、政策主導で ABL が発展したといえる。経済産業省は企業の資金調達の多様に対応する ABL の重要性とその推進の必要性を認め、平成15年1月に「企業法制研究会（担保法制研究会）」での動産担保融資制度に係る公示制度整備にかかる提言を行い、その後、法務省が、動産譲渡登記制度を整備（債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年10月施行））のを始めとして、平成17年3月に金融庁が、「不動産担保・保証に過度に依存しない融資を促進するための手法の拡充」として ABL 等を位置付けるとともに、平成19年2月には金融検査マニュアルを改訂し、「適切な管理と評価の客観性・合理性等を条件に、動産も一般担保となる」取扱いを明確化するなど、中小企業金融における、ABL への取組みを促す施策が講じられてきている。

3. 本稿での ABL の捉え方

日本における ABL は、諸団体により日本語訳と定義及び仕組の捉え方が異なっている。例えば、日本経済新聞社は、ABL を「動産担保融資」と訳し、ABL を動産譲渡担保契約、債権譲渡担保契約、振込指定の組み合わせとしている⁶⁾。また、経済産業省は、ABL を「動産・債権等担保融資」と訳

し、動産・債権等の事業収益資産を担保とし、担保内容を常時モニタリングし、資産の一定割合を上限に資金調達を行う手法としている⁽⁶⁾。そして、商工中金は、ABLを「流動資産一体担保融資」と訳し、事業のライフサイクルを一体として担保として設定することによって企業の資金調達を可能にする手法としている⁽⁷⁾。商工中金は、金融機関としてわが国で最初にABLを取扱い、豊富な事例を有している上、地方の金融機関にも、そのノウハウを提供している影響力の強い金融機関である。

本稿では、同銀行の定義であり「流動資産一体担保融資」をABLの定義として捉え、代表的なABLの事例として商工中金のABLにおける担保への取組みを紹介し⁽⁸⁾、ABLの将来債権譲渡担保等を検討する上での参考とする。

4. ABLの担保事例

ABLの担保モデルとして商工中金の流動資産一体担保について紹介する。同銀行では、事業のライフサイクルを主眼とし、流動資産を一体の担保として運転資金を融資している。ABLの担保の範囲は動産、債権、預金の3つに分けられる。

動産は在庫を譲渡担保としている。材料、仕掛品、在庫商品等動産を集合物として捉え、当該場所に搬入された時点で所有権を銀行に移転し、譲渡担保の目的物となる法律構成を採用している。対抗要件は、占有改定（第三者が占有している場合は指図による引渡）によって具備するとともに、譲渡特例制度に基づく動産譲渡登記制度を利用している。占有の移転を第三者に明らかにする公示書は、銀行が請求したときのみであり、実務的には譲渡特例

(5) 日本経済新聞朝刊（日本経済新聞社 2009年10月14日）

(6) 「ABL研究会報告書」（経済産業省 2006年3月）4頁

(7) 事業再生研究機構編『ABLの理論と実践』（2007年12月）99頁

(8) 中村廉平：藤原総一郎「流動資産一体担保型融資（アセット・バースト・レンディング）の検討―事業のライフサイクルを主眼とした中小企業の資金調達の新展開―」旬刊金融法務事情 53(12)1738号（2005年5月）52-61頁

法の登記がされたときは要求しない。

經常取引の管理は、月次取引明細を銀行に提出させ、随時動産の所在場所に立ち入り管理状況を確認している。法的倒産手続は、借入企業が被担保債務について期限の利益を喪失した場合、動産の処分・変更等を禁止している。ABL 契約では、動産の保全のため動産の所在場所の使用貸借契約を約定、動産の搬出・処分が可能である。法的倒産手続開始の決定がなされた場合を想定し、動産の担保権評価について仕入価格相当額を基準としている。

債権は、売掛金等を譲渡担保としている。法的構成は、将来発生する債権を集散的に譲渡担保としている。また、譲渡特例法が第三者を特定せず将来債権の譲渡を有効としていることを受当該債権譲渡担保にも第三債務者を特定しない。対抗要件は、債権譲渡通知書を予め借入企業が貸主に交付し、銀行から第三債務者に送付することが可能な状態にしておくことを原則とする。但し、債権譲渡登記したときは省略する。經常取引は、借入企業は銀行より債権の「取立委任」を受け債権を従来通り取引先から弁済を受けることとし、可能な限り貸付管理口座に振込させている。手形については担保として銀行に譲渡させている。そして、月次取引明細を銀行に提出させている。譲渡禁止特約付債権については、銀行が借入企業から代理受領権限を取得している。具体的には、借入企業は銀行が代理権受領権限を有する旨記載した通知書を第三債務者に交付しなければならない。法的倒産手続は、法的倒産手続開始の決定がなされた場合を想定し、債権の担保権評価について予め当該債権の額面を基準としている。

預金は、質権とし、相殺することがある。法的構成は、当該銀行に開設する貸付管理口座に質権を設定する。これは、シンジケートローンを想定したもので、通常は相殺の担保的効力で十分とする。經常取引は、一日当たり出金額を設定、超過時に銀行は拒否または保留が可能である。期限の利益喪失事由発生時は、残高を減少させる一切の取引を拒否または保留がなされる。法的倒産手続では、法定の手続き及び口座から直接取立し債権の弁済に当てることが可能である。

5. 将来債権譲渡の課題と論点

将来債権譲渡の呼称については、集合動産譲渡担保との対比で集合債権譲渡担保と呼ばれることもあるが、本論文では用語を統一する。ただし、参考文献については原文を優先するものとする。ちなみに集合債権譲渡担保の定義については、売掛債権等を目的物とする譲渡担保を主たる素材とし、また、将来発生すべき売掛債権等を一体の担保目的物としながら、その内容たる債権が流出流入を繰り返す形態のものを集合債権譲渡担保とする学説がある⁽⁹⁾。あるいは、集合債権譲渡担保は現在債権と将来債権を含めた複数の債権を一括して一個の契約で譲渡し、かつ、譲渡契約段階で一括して第三者対抗要件を備えておけるものとする学説もある⁽¹⁰⁾。さらには、集合動産譲渡担保における集合物概念は債権にはなじまないと考え、これと区別するために将来債権譲渡担保を用いられることもある⁽¹¹⁾。集合債権譲渡担保は、集合動産譲渡のアナロジーで考えたものという見方もある⁽¹²⁾。しかし、本論文においては、この集合動産譲渡担保と異なる捉え方をしている。集合債権譲渡担保には現在債権と将来債権が含有されており、これを区別する意味でも将来債権譲渡担保という呼称を使用していく。

将来債権譲渡担保の第三者対抗要件は、確定日付ある証書によってなされる債務者への通知または債務者の承諾（民法467条2項）または、動産債権特例法による登記（動産債権特例法4条1項）である。なお、動産債権特例法の登記においても債務者への対抗要件は、民法467条と同じく債務者への通知又は承諾である（動産債権特例法4条2項）。

近年、倒産法による開始決定がなされたとき、将来債権譲渡担保がどのよ

(9) 伊藤眞「集合債権譲渡担保と事業再生型倒産処理手続再考—会社更生手続との関係を中心として」法曹時報 61(9) (2009年9月) 2760頁

(10) 潮見佳男「将来債権譲渡担保と国税債権の優劣」NBL856号 (2007年9月) 17頁

(11) 倉部真由美「集合債権譲渡担保に対する担保権実行中止命令をめぐる諸問題」NBL948号 (2011年3月) 15頁

(12) 前掲(10) 潮見佳男 17頁

うに扱われるかについては、明文規定のない点において、将来債権譲渡担保の取扱いが課題となっている。なかでも民事再生手続では、原則として倒産手続前に対抗要件を具備した担保権を別除権として行使することが認められていることから、「債務者の再生」と「債権者の担保権」の調整が問題となっている。明文化されていない将来取得債権の担保の取扱いに対して、学説は「倒産法の開始決定後に再生債務者及び管財人が取得した債権である将来債権の担保に対して譲渡担保権者による権利行使が可能である」とする肯定説と、「倒産法の開始決定後に再生債務者及び管財人が取得した債権には担保権の効力が及ばない」とする否定説に分かれている。そして、将来債権譲渡担保については、集合動産譲渡担保と同じく「固定化概念を必要とする」という学説と「固定化概念は不要である」とする学説の議論がある。

6. 民事再生型倒産手続の開始決定における別除権

私的自治を離れて、裁判所の手続きにもとづく効果として権利変更の効果を生じさせるものであり、再生債務者と譲渡担保権者の間の合意による権利変更の可能性がある。自由な権利行使が認められる別除権（民事再生法53条2項）であるが、事業再生のためには、譲渡担保権者の実質的利益を侵害しない限度でその実行を制約する必要がある。

民事再生手続において設定者が再生手続開始申立前に取立権を喪失している場合、譲渡担保権者は、再生手続開始申立後であっても担保権の実行が可能である⁽¹³⁾。届出および調査・確定を経て、再生計画を通じて担保権の内容を反映した優先的な弁済を受ける。しかし、再生手続開始申立をもって期限の利益を喪失する条項により、設定者が再生手続開始申立の時点で担保権の実行が可能となるか、については議論がある。

民事再生手続開始後も個別の担保権実行を認め、原則として個別実行を許容しているが、例外的に再生債務者の事業再生という目的から担保権を制約できるとしている。例えば、担保権実行中止命令（民事再生法31条）、担保

権消滅許可制度（民事再生法148条）がある。前者については、担保権の実行により再生債務者の事業に不可欠な財産が失われて事業再生が困難となり、再生債権者一般の利益に反する事態が起こりうる場合を想定し、担保権の実行を一時的に中止し、再生債務者と担保権者との間で被担保債権の弁済方法を協議し、利害の調整を図ることを目的としたものであり、非典型担保についても概ね類推適用されると解されている⁽¹⁴⁾。後者について、再生債務者は担保目的財産の評価額に相当する金銭の裁判所への納付が必要となる。

担保権消滅請求制度は、まとまった弁済原資が必要となることから、資力の不十分な再生債務者は別除権を分割弁済することにより、担保権者は一定期間別除権行使をしない旨合意する別除権協定を結ぶことが考えられる。返済原資のない再生債権者に対して、別除権者は再生債務者に目的物の処分を許しながら、再計計画の中で返済を受けることとなる。

7. 民事再生法における事後取得財産にかかる肯定説と否定説

将来債権譲渡担保の問題の一つに、将来債権譲渡担保の効力が破産管財人、再生債務者や更生管財人等（以後、管財人等とする）の下で再生型倒産手続開始決定後に発生する財産（以後、事後取得財産とする）に及ぶか、という論点がある。これについては、特に民事再生や会社更生といった再生型倒産手続との関係で、事後取得財産にまで将来債権譲渡担保の効力を認めると、事業再生のための事業資金の多くが譲渡担保権者によって捕捉される結果となり、事業再生が困難または不可能になって、法の目的を達成できないことを実質的根拠として、再生型倒産手続における事後取得財産には、将来債権譲渡担保の効力は及ばないとする見解をとる従来⁽¹⁵⁾の学説（以後、否定説とする）がある。その他、再生手続開始後に発生した債権にまで将来債権譲渡

(13) 前掲(9) 伊藤眞 2757-2791 頁

(14) 伊藤眞「集合債権譲渡担保と民事再生手続上の中止命令」徳田和幸ほか編『谷口安平先生古稀祝賀記念 現代民事司法の諸相』441 頁

の効力を認めると、譲受人である譲渡担保権者によって事業再生のための資金まで譲渡しなければならず、倒産手続開始後の DIP ファイナンスによる ABL 融資の担保物がなくなってしまうという実務上の理由がある⁽¹⁶⁾。

否定説の理論的根拠には、1つ目に再生債務者や管財人は、手続き開始前の債務者とは区別された手続機関であり、債務者と区別された第三者としての地位を有するため、その活動の成果として発生する売掛債権等に譲渡担保の効力を及ぼすべき理由に欠ける、2つ目に、担保権の目的物の範囲が手続開始をもって画されるから、事後取得財産には譲渡担保の効果が及ばない、3つ目に手続開始後は、自らの財産の対する債務者の処分権が制限ないし剥奪されるから、事後取得財産には譲渡担保に供することは許されない、4つ目に、対象債権は将来発生するものであるから譲渡担保権者が手続開始時において有する権利は、期待権の一種に過ぎない等がある⁽¹⁷⁾。

他方、肯定説は、倒産手続開始決定後に発生した債権にも担保の効力が及ぶとする見解である。判例（最一小判平成19年2月15日民集61巻1号243頁、金法1803号85頁、以後、平成19年判例とする）は、①将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約は、債権が特定されている限り原則として有効なものであり、②将来債権譲渡担保契約が締結され、その効果の発生を留保する特段の付款のない限り、譲渡担保設定者から譲渡担保権者に確定的に譲渡されているのであり、債権が将来発生したときには、譲渡担保権者は当然に担保の目的で取得できる、③前記の場合において譲渡担保契約に係る債権の譲渡については、指名債権譲渡の對抗要件の方法により、第三者に対する對抗要件を具備することができる」と説示した。なお、上述の判例では、将来債権譲渡担保権がいつ移転され、倒産手続開始後に譲渡担保権者が債権を自らの

(15) 伊藤眞「倒産処理手続と担保権 — 集合債権譲渡担保を中心として —」NBL872号（2008年1月）、63-64頁。須藤正彦「ABLの二方面での役割と法的扱い — 事業再生研究機構編『ABLの理論と実践』を読んで —」NBL879号（2008年4月）33頁

(16) 高木新二郎「ABLの普及のために何が必要か」NBL893号（2008年11月）12頁

(17) 前掲(15) 伊藤眞 64頁

財産とし得るのかという問題、つまり、権利の移転がいつ行われるかという問題に対しては明示的に表現していない⁽¹⁸⁾。

平成19年判例は、将来債権は譲渡担保契約によって譲渡担保設定者から譲渡担保権者に確定的に譲渡され、債権が将来発生したときに譲渡担保権者は譲渡担保設定者の特段の行為を要することなく当然に、当該債権を担保の目的で取得することができるとしており、肯定説に親和的であろう。平成19年判例を契機として、これを事後取得財産にまで将来債権譲渡担保の効力が及ぶと解する説が多数説となっている⁽¹⁹⁾。

仮に倒産手続開始後に発生する将来債権に債権譲渡担保の効力が及ばないという否定説をとれば、債権者がその後に担保を受けとることはなく、不当な損害が発生することになるであろう⁽²⁰⁾。

債務者対抗要件と第三者対抗要件を具備した将来債権譲渡担保の効力は、管財人の下での再生型倒産手続開始決定後に発生する事後取得財産に及ぶとする肯定説には妥当性があるといえよう。

参考文献

- 栗田口太郎「Business Law の新しい運用動向 ABL 実務の近時の動向と担保設定時・担保実行時における諸問題」事業再生と債権管理 126号（2009年10月）
- 池田真朗『債権譲渡の発展と特例法—債権譲渡の研究 第3巻一』（弘文堂2010年4月）
- 池田真朗「最高裁の当然かつ正当な判断」NBL854号（2007年4月）
- 池田真朗「民法（債権法）改正と流動化・証券化」SFJジャーナル2号（2010年1月）
- 池田真朗「ABL等に見る動産・債権担保の展開と課題」堀龍兒、鎌田薫、池田真朗、新美育文、中舎宏樹編『伊藤進先生古稀記念論文集 担保制度の現代的展開』（日本評論社2007年3月）
- 池田真朗「ABLの展望と課題—そのあるべき発展形態と「生かす担保」論」NBL864号

(18) 池田真朗『債権譲渡の発展と特例法—債権譲渡の研究第3巻一』（弘文堂2010年4月）201頁

(19) 山本和彦「倒産手続における集合債権譲渡担保の扱い」NBL854号（2007年4月）65頁

(20) 森田修『債権回収法講義〔第2版〕』（有斐閣2011年4月）112頁

(2007年9月)

- 伊藤眞「集合債権譲渡担保と事業再生型倒産処理手続再考 — 会社更生手続との関係を中心として」法曹時報 61(9) (2009年9月)
- 伊藤眞「集合債権譲渡担保と民事再生手続上の中止命令」徳田和幸ほか編『谷口安平先生古稀祝賀記念 現代民事司法の諸相』(成文堂 2005年)
- 伊藤眞「倒産処理手続と担保権 — 集合債権譲渡担保を中心として —」NBL872号 (2008年1月)
- 伊藤眞『破産法・民事再生法 (第2版)』(有斐閣 2009年6月)
- 片山直也「残された課題 — 将来債権譲渡担保における「担保目的を達成する範囲」とは?」NBL854号 (2007年4月)
- 河野玄逸「民事再生手続と実体担保制度」堀龍兒、鎌田薫、池田眞朗、新美育文、中舎宏樹編『伊藤進先生古稀記念論文集 担保制度の現代的展開』(日本評論社 2007年3月)
- 倉部真由美「集合債権譲渡担保に対する担保権実行中止命令をめぐる諸問題」NBL948号 (2011年3月)
- 潮見佳男「将来債権譲渡担保と国税債権の優劣」NBL856号 (2007年9月)
- 事業再生研究機構編『ABLの理論と実践』(2007年12月)
- 須藤正彦「ABLの二方面での役割と法的扱い — 事業再生研究機構編『ABLの理論と実践』を読んで —」NBL879号 (2008年4月)
- 高木多喜男「担保物権法 [第4版]」(有斐閣 2005年7月)
- 高木新二郎「ABLの普及のために何が必要か」NBL893号 (2008年11月)
- 高木新二郎「アセット・ベースト・レンディング普及のために — 米国での実態調査を踏まえて」NBL851号 (2007年2月)
- トゥルーバグラープホールディングス株式会社『アセット・ベースト・レンディング理論と実務』(金融財政事情研究会 2008年7月)
- 道垣内弘人「単純な判決ではない」NBL854号 (2007年4月)
- 道垣内弘人『担保物権法第3版 (現代民法Ⅲ)』(有斐閣 2008年1月)
- 中島弘雅「ABL担保取引と倒産処理の交錯 — ABLの定着と発展のために —」金融法務事情 1927号 (2011年8月)
- 中村廉平: 藤原総一郎「流動資産一体担保型融資 (アセット・ベースト・レンディング) の検討 — 事業のライフサイクルを主眼とした中小企業の資金調達の新展開 —」旬刊金融法務事情 53(12) 1738号 (2005年5月)
- 中村廉平「ABL法制の検討課題に関する中間的な論点整理 — 実務家の声を反映して —」金融法務事情 1927号 (2011年8月)
- 堀内秀晃「Asset Based Lendingの事業再生融資への活用に関する考察」NBL955号 (2011年6月)
- 堀龍兒「集合債権論」堀龍兒、鎌田薫、池田眞朗、新美育文、中舎宏樹編『伊藤進先生古稀記念論文集 担保制度の現代的展開』(日本評論社 2007年3月)
- 森田修『債権回収法講義 [第2版]』(有斐閣 2011年4月)

山本和彦「いわゆる集合債権譲渡担保権の実行に対する再生手続上の中止命令—大阪高
決平成21・6・3本誌本号30頁を中心として—」金融・商事判例1321号（2009年8
月）

山本和彦「債権法改正と倒産法（上）」NBL924号（2010年3月）

山本和彦「倒産手続における集合債権譲渡担保の扱い」NBL854号（2007年4月）